

船舶事故調査報告書

平成27年11月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年4月3日 14時15分ごろ
発生場所	熊本県天草市天草港（ <small>たなそこ</small> 棚底港区）南方沖の横島北岸 天草港棚底 <small>あけぼの</small> 曙 防波堤灯台から真方位176° 1,430m付近 （概位 北緯32° 23.56′ 東経130° 20.64′）
事故調査の経過	平成27年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	海上タクシー <small>かず</small> 和丸、5トン未満 293-24229熊本、個人所有 11.90m (Lr) × 2.80m × 0.79m、FRP ディーゼル機関、264.80kW、平成3年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月10日 免許証交付日 平成23年10月31日 （平成29年4月2日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（旅客）
損傷	船底外板に擦過傷、舵板、舵柱及びプロペラ翼に曲損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、旅客1人を乗せ、平成27年4月3日14時08分ごろ天草港（棚底港区）（以下「棚底港」という。）を出港し、天草市御所浦漁港（ <small>ごしょうら</small> 嵐口地区）（以下「嵐口漁港」という。）に向かった。 本船は、船長が操舵室前部中央にある舵輪の後方に立って手動操舵を行い、旅客が操舵室中央部から後部にかけて1段高くなった畳敷きスペースの左舷側前部に前を向いて腰を掛け、約12ノットの対地速力で横島北方沖を南進した。（写真1参照）



写真1 操舵室内の状況

船長は、いつものように、横島北岸とその北北東方対岸にある岬（以下「本件岬」という。）の間を航行し、本件岬を通過する手前で反航船がないことを確認し、その後、旅客に嵐口漁港は初めてかどうか尋ねたところ、嵐口漁港は初めてで道に不案内である旨の返答があったので、地図を書いて道を教えてあげようと思い、計器台の上に紙を置いて嵐口漁港付近の地図を書き始めた。

本船は、船長が、地図をすぐに書き終わるものと思い、地図を書きながらふと顔を上げて前方を見たところ、横島北岸まで約10mに接近していることに気付き、機関を中立にしたものの、14時15分ごろ横島北岸に乗り揚げた。

船長は、旅客が、衝撃で前方に飛ばされ、GPSプロッターに顔が当たって出血していたので、止血の処置を行って畳敷きスペースに寝かせ、船長の親戚及び知人に連絡して救助を要請した後、119番通報を行った。

本船は、来援した親戚の船に引かれて離礁した後、来援した知人の船に横抱きされて棚底港に入港した。

旅客は、救急車で病院に搬送され、左上眼^{がんけん}瞼裂傷、眼球打撲等と診断された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

	<p>GPSプロッター</p> <p>旅客が腰を掛けていた場所</p> <p>船首方</p> <p>舵輪</p> <p>写真1 操舵室内の状況</p> <p>船長は、いつものように、横島北岸とその北北東方対岸にある岬（以下「本件岬」という。）の間を航行し、本件岬を通過する手前で反航船がないことを確認し、その後、旅客に嵐口漁港は初めてかどうか尋ねたところ、嵐口漁港は初めてで道に不案内である旨の返答があったので、地図を書いて道を教えてあげようと思い、計器台の上に紙を置いて嵐口漁港付近の地図を書き始めた。</p> <p>本船は、船長が、地図をすぐに書き終わるものと思い、地図を書きながらふと顔を上げて前方を見たところ、横島北岸まで約10mに接近していることに気付き、機関を中立にしたものの、14時15分ごろ横島北岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、旅客が、衝撃で前方に飛ばされ、GPSプロッターに顔が当たって出血していたので、止血の処置を行って畳敷きスペースに寝かせ、船長の親戚及び知人に連絡して救助を要請した後、119番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した親戚の船に引かれて離礁した後、来援した知人の船に横抱きされて棚底港に入港した。</p> <p>旅客は、救急車で病院に搬送され、左上眼^{がんけん}瞼裂傷、眼球打撲等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 南西、風力 4～5、視程 約3海里</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、八代海において、専ら嵐口漁港と周辺の諸港間を航行する海上タクシーとして運航されていた。</p> <p>船長は、棚底港から嵐口漁港へ向けて航行する際には、本件岬を通過する手前で反航船の有無を確認し、約150m航行して本件岬の南方にある瀬を通過する頃に、天草市横^{よこうら}浦島と熊本県上天草市唐^{からじろ}網代鼻の間に向けて左転していた。</p> <p>船長は、海上タクシーの船長として、約50年の経験があった。</p> <p>本船のふだんの喫水は、船首約0.3m、船尾約1.1mであった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、横島北方沖を南進中、船長が、旅客に道を教えようと思 い、計器台の上に紙を置いて嵐口漁港付近の地図を書いており、前方 の見張りを適切に行っていなかったことから、変針予定場所を通過し て横島北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、嵐口漁港付近の地図をすぐに書き終わるものと思っていた ことから、同地図を書き始めたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、横島北方沖を南進中、船長が、旅客に道を教え ようと思、計器台の上に紙を置いて嵐口漁港付近の地図を書いてお り、前方の見張りを適切に行っていなかったため、変針予定場所を通 過して横島北岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長は、本事故後、旅客を畳敷きスペースに乗船させる場合、同ス ペースの後部側に案内するようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船中は、常時適切な見張りを行うこと。

